

審議案件に関する概要

令和5年1月20日第三部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第6条第2項(変更)
届出日	令和4年7月25日
担当部署	胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
DCM株式会社 石黒 靖規	東京都品川区南大井6丁目2番7号
イオン北海道株式会社 青柳 英樹	札幌市白石区本通21丁目南1番10号
株式会社ローソン 竹増 貞信	東京都品川区大崎1丁目11番2号

2. 届出事項

(1) 店舗名及び所在地	苫小牧市北栄町3丁目SC 苫小牧市北栄町3丁目1ほか	
(2) 小売業者名、代表者名及び住所	DCM株式会社 石黒 靖規 東京都品川区南大井6丁目2番7号 イオン北海道株式会社 青柳 英樹 札幌市白石区本通21丁目南1番10号 株式会社ローソン 竹増 貞信 東京都品川区大崎1丁目11番2号	
(3) 変更日	令和4年10月1日	
(4) 店舗面積の合計	【変更前】 8,503㎡ 【変更後】 8,536㎡	
(5) 施設の配置	駐車場の収容台数	260台(変更なし)
	駐輪場の収容台数	60台(変更なし)
	荷さばき施設の面積	266㎡(変更なし)
	廃棄物保管施設の容量	【変更前】 126㎡ 【変更後】 127㎡
(6) 施設の 運営方法	開店時間・閉店時間	24時間(変更なし)
	駐車場の利用時間帯	24時間(変更なし)
	駐車場の出入口数	【変更前】 6箇所 【変更後】 7箇所
	荷さばき時間帯	24時間(変更なし)

3. 審査事項

(1) 駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	・指針必要駐車台数 524台 > 260台				
	従業員駐車場等の整備	・敷地内及び隔地に確保(18台)				
	駐輪場(自動二輪車を含む)の整備	・平面自走式60台分設置				
	来客車両等の入出庫方法	・屋外に平面自走式駐車場。ゲートなし。				
	搬入車両等の誘導	・計画的搬入により、一時的に搬出入車両が集中しないよう配慮する。				
	歩行者の安全対策	・出入口看板、出庫時の一時停止表示などで、安全と円滑な自動車誘導を図る。				
	交通整理員の配置	・繁忙時には交通整理員により駐車場内の歩行者及び自動車の適切な誘導を行い安全の確保を図る。				
	除排雪による堆積方法	・原則として10cm以上の積雪が生じた場合に除雪を行う。 ・駐車場外周辺部などに一時的に堆雪するが、逐次排雪を行って必要駐車台数の確保に努める。				
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		予測地点1	60dB	43dB	◎	
		予測地点2	60dB	42dB	◎	
	夜間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		予測地点1	50dB	30dB	◎	
		予測地点2	50dB	31dB	◎	
	夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測値	予測地点	音源の種類	環境基準値	予測結果	評価
		A2	冷凍機②+空調機⑩	40dB	31dB	◎
		A3	空調機⑪+排気⑥	40dB	37dB	◎
		e2	台車音 TY③	40dB	40dB	◎
		g2	荷捌音 TY③	40dB	47dB	△
		g2'	荷捌音 TY③	50dB	36dB	○
	騒音問題の一般的対策		—			
	荷さばき作業等の対策		—			
	付帯設備・施設等の対策		—			
	青少年等の蟻集等の対策		—			
	その他の対応方策		—			

(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	39 m ³ < 126 m ³ 【変更前】 127 m ³ 【変更後】
	保管場所の位置、構造等	廃棄物保管施設は屋内に設け、飛散防止や美観、衛生面に配慮する。
	運搬・処理対策	—
	減量化、リサイクル等	—
	調理臭、悪臭の飛散防止	—
	その他の対応方策	—
(4) 街並みづくり等への配慮		—
(5) 防災対策への配慮		
(6) 防犯対策への配慮		—
(7) 関係行政機関との協議状況		・届出書案を提出して計画概要を説明。
	公安委員会（警察）	【北海道札幌方面苫小牧警察署交通第一課】 ・ローソンの位置が変わることにより出入口②から出入口⑦への通り抜けが心配されるがやむを得ないものとする。現在は駐車場で蟻集行為は発生していないが、万一の際は対応を図るよう。
	地元市町村	【苫小牧市産業経済部産業振興室産業振興課】 ・特に指摘事項なし。 【苫小牧市総合政策部まちづくり推進室まちづくり推進課】 ・駐車場の基準を遵守するように。出入口②及び出入口⑦から入庫した自動車が一方通行を逆進して出入口①方向へ進入しないよう適切に案内するように。 →駐車場法の基準に沿った駐車場構造とし、出入口②周辺には一方通行を逆進しないよう案内する誘導表示を設ける。 【苫小牧市市民生活部市民生活課】 ・特に指摘事項なし。 【苫小牧市市民生活部環境保全課】 ・特に指摘事項なし。 【苫小牧市環境衛生部ゼロごみ推進室ゼロごみ推進課】 ・特に指摘事項なし。
	道路管理者	【北海道開発局室蘭開発建設部苫小牧道路事務所】 出入口③の移設及び既存切り下げ出入口⑦の使用について了承を得る。 →出入口③は重車両構造として、移設前の切り下げは現状回復する。必要書類は早めに申請する。
	その他関係機関	—

4. 市町村、住民等の意見

(1) 市町村の意見	特になし
(2) 住民等の意見	特になし

5. 道（胆振総合振興局連絡調整会議）の意見案

関係各課へ意見照会中

※法第6条第2項、法附則第5条第1項の届出は、これを準用すること。

答申文

【苫小牧市北栄町3丁目SC】

(答 申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理 由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺の地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第4条の指針に述べられている配慮事項のうち、届出書等に記載された計画においては、対象としたすべての項目で、法第4条の指針に沿った配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が、地域の生活環境の保持に支障はないものと認められる。

苫小牧市からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。